上里町地方創生推進審議会設置要綱

(設置)

第1条 国における「まち・ひと・しごと創生本部」等の連携を図り、上里町の 人口問題を基軸とした施策の推進を図るため、上里町地方創生推進審議会 (以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 審議会は、次に掲げる事項を行う。
 - 1 総合戦略の審議および検証に関すること。
 - 2 その他町長が審議会において行うことを必要と認めた事項

(組織及び会議)

- 第3条 審議会は、上里町総合計画審議会の組織をもって充てることとする。
 - 2 審議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
 - 3 会長は審議会を総括し、審議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 第4条 審議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、これを主宰する。
 - 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 3 委員がやむを得ない理由により会議に出席できない場合は、委員があらか じめ指名した代理の職員を出席させることができる。
 - 4 会長は、会議に出席の必要があると認める場合には、関係職員に会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 審議会の事務局は、総合政策課総合政策係に置く。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年6月2日から施行する。